

答 申 第 1 号

令和7年9月8日

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪府土壌及び地下水の汚染等対策検討審議会

会長 益田 晴恵

地下水の汚染が発見された場合における調査、対策等について（答申）

令和7年9月8日付け事指第1357号にて諮問のあった標記について、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

地下水汚染から人の健康を保護することを目的とし、飲用による暴露防止の観点から、飲用指導のための汚染範囲の確認や原因の究明に必要な範囲で「PFOS 及び PFOA」を「大阪府地下水質保全対策要領の運用」の調査対象物質に追加し、その発動基準を水道水質基準と同じ値とすることが適当である。

なお、測定方法については、水道水等飲用に供する水の場合は、水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）、飲用以外の水の場合は、令和2年5月28日付け環水大水発第2005281号及び環水大土発第2005282号環境省水・大気環境局長通知「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」付表1に定める方法によるものとする。

また、具体的な調査手法は、既存の調査対象物質と同様とすることが適当であるが、調査によって汚染源を特定した後の工場・事業場対策については、法令による指導権限が限定的であることを踏まえ、地域の実情等を勘案して、事案ごとに対応されたい。

最後に、環境基準及び排水基準が設定されていないことや科学的知見が国内外を問わず十分とは言えないことから、調査手法、発動基準、実効性ある対策について、引き続き科学的知見を集積し、検討を進めていくことが重要である旨、付言する。

以上